

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年1月4日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	松山市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 独自利用事務の対象者	重度心身障害者
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年12月25日
8. 保護評価の実施の有無	1:有 ▼
9. 評価書番号	25
10. 保護評価書の名称	重度心身障害者医療費助成事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%9D%BE%E5%B1%B1%E5%B8%82&ev_name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%
12. 委任関係	▼

執行機関名 松山市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第19号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 1の項第2号 松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第19号)による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第1条	松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(精神又は身体に障害を有する児童)について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の(福祉の増進を図る)ことを目的とする。	第1条 この条例は、(重度心身障害者)の医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の(生活の安定と福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年条例第19号) 松山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和49年規則第23号)